

市第15号議案

横浜市消防職員賞じゅつ条例及び横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正

横浜市消防職員賞じゅつ条例及び横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市消防職員賞じゅつ条例及び横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する条例

（横浜市消防職員賞じゅつ条例の一部改正）

第1条 横浜市消防職員賞じゅつ条例（昭和27年9月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「省令」という。）別表第3」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第5条中「は法」を「は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）」に、「、第37条及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）」を「及び第37条並びに省令」に改める。

別表第2中「第29条第2項から第6項まで」を「第29条第5項から第8項まで及び省令第26条の5第2項」に改める。

（横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正）

第2条 横浜市消防団員賞じゅつ条例（昭和27年9月横浜市条例第

45号)の一部を次のように改正する。

第3条中「令別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2」に、「等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「第6条第2項から第6項まで」を「第6条第5項から第8項まで及び省令第3条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市消防職員賞じゅつ条例第4条及び第2条の規定による改正後の横浜市消防団員賞じゅつ条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた賞じゅつ金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた賞じゅつ金については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じた消防職員に係る賞じゅつ金については、第1条の規定による改正前の横浜市消防職員賞じゅつ条例第4条中「地方公務員災害補償法」とあるのは「通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成18年法律第12号）第2条の規定による改正前の地方公務員災害補償法」と読み替えて、平成18年9月26日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じた消防団員に係る賞じゅつ金については、第2条の規定による改正前の横浜市消防団員賞じゅつ条

例第3条中「令」とあるのは「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第315号）による改正前の令（以下「令」という。）」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

提 案 理 由

地方公務員災害補償法等の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市消防職員賞じゅつ条例及び横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部を改正する必要があるので提案する。